

議 事 録

会議の名称	令和2年第10回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和2年10月26日（月） 午後2時から 午後3時10分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第51号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年） (2) 第52号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (3) 第53号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (4) 第54号議案 本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について (5) 第55号議案 非農地証明について (6) 報告第48号 農地法第3条の3の規定による届出について (7) 報告第49号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (8) 報告第50号 農地法第6条の規定による届出について (9) 報告第51号 農地法第18条第6項の規定による通知について (10) 報告第52号 農地改良等に係る届出について (11) 報告第53号 認定電気通信業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について

配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年第10回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和2年第10回本庄市農業委員会総会議案 3 令和2年第10回総会事務局連絡事項
------	---

主 管 課	農業委員会事務局
-------	----------

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>開会前に事務局から、連絡をさせていただきます。</p> <p>本日のスケジュールですが、総会終了後、休憩を挟みまして、農地利用最適化推進協議会を開催いたします。また、協議会終了後には、広報広聴委員会も開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ恐縮でございますが、ご出席くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上で、開会前の連絡を終わります。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理をお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦労様です。</p> <p>ただ今から令和2年第10回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。やっと過ごしやすい気候となってきました。ニュースを観ますと、前橋市は5月ぶりに土日が晴れだったらしいです。このような晴れの天気が続けば、我々も作業がはかどるかと思えます。また、大手以外は稲刈りも終わり、やっとひと段落できるかと思えます。皆さまにおかれましては、この機を利用して、農地利用最適化の推進に活躍していただければ幸いです。</p> <p>本日は、農政課からも、高収益作物次期作支援交付金の説明があります。皆さまよろしくお願ひします。</p> <p>今月もたくさんの議案がありますが、よろしくお願ひします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、農地利用最適化推進委員の内田推進委員、武政推進委員から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開</p>

	<p>くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中19名の出席となっておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員25名中23名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は15番吉田委員及び16番福田委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案5件及び報告7件であります。</p> <p>まず、第51号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第51号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第51号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、2ページ及び3ページをご覧ください。今回の申請件数は、10件です。田3筆及び畑11筆の面積合計17,238㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業に</p>

	<p>よって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>第51号議案について、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第51号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第51号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第52号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第52号議案を説明いたしますので、議案書4ページをご覧ください。</p> <p>第52号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、5ページをご覧ください。申請件数は1件です。引き続き、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南3丁目地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、長屋住宅建設工事です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、6ページをご覧ください。4-1については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>11番宮部より報告します。10月24日田島推進委員と現地確認を行いました。6ページ4-1の地図をご覧ください。申請地は児玉の区画整理地</p>

	内にあります。転用目的は長屋住宅用地です。周辺は一般住宅や公園となっており、転用にあたっては問題ないかと思えます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第53号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第53号議案を説明いたしますので、議案書7ページをご覧ください。</p> <p>第53号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、8ページをご覧ください。申請件数は、5件で、その内訳は、所有権移転2件及び使用貸借権3件でございます。以上でございます。</p>
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南1丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、9ページをご覧ください。5-1については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、宮部委員の報告をお願いいたします。
宮部委員	11番宮部より報告します。10月24日田島推進委員と現地確認を行い

	<p>ました。9ページ5-1の地図をご覧ください。こちらの申請地も児玉の区画整理地内にあります。転用目的は自己用住宅用地です。周辺は一般住宅やスーパーが建ち並び、転用にあたっては問題ないかと思えます。皆様の慎重審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、牧西地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、小川委員でございます。</p> <p>申請地は、10ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、小川委員の報告をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>2番小川から報告させていただきます。10月25日、内田推進委員と現地確認をいたしました。10ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は牧西の集落内にあり、藤田小学校の北150メートルほどの場所に位置しております。受け人は妻の父の土地を借り受け、自己用住宅を建築したいとのことです。周辺は宅地化が進み、農地の集団性や支障をきたす恐れがないため転用にあたっては特に問題はないかと思われます。皆様の慎重審議よろしく願います。</p>
議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当</p>

	<p>とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町小平地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>申請地は、11ページをご覧ください。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が分家住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、福田委員の報告をお願いいたします。</p>
福田委員	<p>16番福田より報告します。10月23日間正推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。11ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は渡人が住んでいるすぐ南にあります。申請事由は、分家住宅用地です。受人と渡人は親子でございます。現在、受人は親と同居しておりますが、子供が大きくなり手狭になったことから申請に及んだものです。転用の必要性は妥当であると思われます。現地調査を行ったところ、農地の集団性、周辺農地には影響もなく、転用にあたっては特に問題ないと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の田2筆、面積は記載</p>

	<p>業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、清水茂則委員の報告をお願いいたします。</p>
清水茂則委員	<p>14番清水から報告します。10月22日奥原推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。22日は若干の問題かなと思うところがありました。今朝、再度確認したところ、すべて解消されておりました。受人と渡人は親子で、申請事由は分家住宅です。周辺の農地に影響なく転用に当たっては問題ないかと思えます。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号5について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第54号議案「本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第54号議案を説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。</p> <p>第54号議案 本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項及び第4条の5第1項第27号イの規定により、本庄市長から意見を求められたので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画について、別冊のとおり変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本議案については、農用地利用計画の変更に係る申出書が本庄市長へ提出された案件について、本庄市農業振興整備促進審議会で審議する前に、農業委員会や土地改良区などの関係機関に意見を求め、当該計画の変更が適切かどうかの協議をして、その意見を本庄市長に回答するものです。</p> <p>申出内容については、別冊1ページ及び2ページをご覧ください。農用地区域からの除外4件となっています。</p> <p>農用地区域の除外については、土地改良事業等の工事完了後8年未経過の土地については、原則、除外は認められませんが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅など集落の連たん性のある地域で、法の定める基準に従っ</p>

て、例外的に認めることとなっています。

今回の事案番号1及び事案番号2については、国営かんがい排水事業「神流川沿岸地区」の受益計画地となっていますが、除外の計画事由が、この例外に該当する分家住宅となっています。

事案番号3及び事案番号4については、国営かんがい排水事業「神流川沿岸地区」の非受益地となっていることから、本庄農業振興地域整備計画の管理に関する運営方針に基づき除外を認めており、この除外の目的に該当する計画事由が、事案番号3については分家住宅、事案番号4については、公共事業の実施に伴い移転する施設となっています。

申出内容の詳細を説明いたします。まず、事案番号1を説明いたしますので、4ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町下浅見地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。5ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、児玉（旧南部）土地改良区及び九郷阿保領用水土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。6ページが位置図、7ページが付近案内図となります。当該申出地は、集落の連たん性のある地域で、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると思われれます。なお、10ページが事業計画図となります。

次に、事案番号2を説明いたしますので、12ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町蛭川地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。

13ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、児玉（旧南部）土地改良区及び九郷阿保領用水土地改良区です。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。14ページが位置図、15ページが付近案内図となります。当該申出地は、集落の連たん性のある地域で、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると思われれます。なお、18ページが事業計画図となります。

なお、当該申出地は、平成22年6月22日付けで、同じ理由により除外

	<p>を行った土地ですが、事業計画者の都合により事業実施に至らなかったことから、その後、農地に編入しております。今回改めて住宅建築の目途が立ち、再度、申出に至ったとのことでございます。</p> <p>次に、事案番号3を説明いたしますので、20ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町塩谷地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。</p> <p>21ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、該当なしです。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。22ページが位置図、23ページが付近案内図となります。当該申出地は、集落の連たん性のある地域で、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると思われま。なお、26ページが事業計画図となります。</p> <p>次に、事案番号4を説明いたしますので、28ページ及び29ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、それぞれ記載のとおりです。申出地は、栗崎地内の畑2筆及び田2筆、面積はそれぞれ記載のとおりです。この案件は、事業計画者の土地が、県道花園・本庄線の道路用地として収用されるため、公共事業に伴う施設移転により当該申請地を移転に伴う車両の駐車場及び資材置場用地として変更するものです。</p> <p>30ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、該当なしです。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。31ページが位置図、32ページが付近案内図となります。当該申出地は、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると思われま。なお、36ページ及び37ページが事業計画図となります。以上で本議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第54号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第54号議案については、原案のとおり変更することに、ご異議ございま</p>

	<p>せんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第54号議案については、原案のとおり変更することに「同意」いたしました。</p> <p>次に、第55号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第55号議案を説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。</p> <p>第55号議案 非農地証明について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地所有者から農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの非農地証明願が提出されたことに伴い、農地でないことを証明したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願について、別紙申請地が同項に規定する農地でないことを証明するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、16ページをご覧ください。提出件数は、2件でございます。</p> <p>先に、農地に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。</p> <p>農地とは、農地法第2条第1項により、耕作の目的に供される土地をいいますが、農地に該当するか否かの判断については、国（農林水産省）が、事務処理上の留意点等を示す技術的助言として、「農地法の運用について」を制定しております。その中の第4遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについての中で、農地法による利用状況調査や農水省の荒廃農地調査において、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判定した場合や、農地の所有者から農地に該当しないことの証明を依頼された場合は、農業委員会において農地に該当するか否かの判断を行う場合の条件等が示されております。農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では、耕起、整地ができない農地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは農地に該当しないものとしています。</p> <p>ひとつは、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、もうひとつが、それ以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合となっております。</p> <p>今回の案件は、農地の所有者から農地に該当しないことの証明願が提出されたことに伴い、これらの条件を鑑み、農業委員会において農地に該当する</p>

	か否かの判断を行うものでございます。以上でございます。
議長	整理番号1及び整理番号2についてですが、申請地が近傍であり、土地の状況も同様であることから、整理番号1及び整理番号2を一括して審議します。事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1及び整理番号2を一括で説明いたしますので、16ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、それぞれ記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の田2筆、面積はそれぞれ記載のとおりです。地区担当は、吉田委員でございます。 申請地は、17ページをご覧ください。当該申請地につきましては、農業振興地域内の農地ではなく、10年以上耕作されておらず、雑木が茂り、周辺と一体化して山林となっている状況であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するものと思われま。以上でございます。
議長	整理番号1及び整理番号2について、吉田委員の報告をお願いいたします。
吉田委員	整理番号1及び整理番号2について、15番吉田よりご説明させていただきます。10月20日に鈴木推進委員と現地確認をしました。17ページの地図をご覧ください。 申請地は国道462号線より南側の宮内の集落から、さらに南の山間部に入った場所にあります。周りはすべて山で、申請地に向かうのも大変です。農地として、再生は難しく、非農地として証明をして問題ないかと思ひます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。
議長	整理番号1及び整理番号2について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1及び整理番号2の非農地証明について、農地でないことを証明することに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、農地でないことを証明することに決しました。以上で、議案審議を終了いたします。 続きまして、報告に入ります。 まず、報告第48号を事務局よりお願ひします。
事務局長	報告第48号を説明いたしますので、議案書18ページをご覧ください。 報告第48号 農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。

	届出内容については、19ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第49号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第49号を説明いたしますので、議案書20ページをご覧ください。 報告第49号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、21ページをご覧ください。専決処分件数は、8件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第50号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第50号を説明いたしますので、議案書22ページをご覧ください。 報告第50号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。 報告書の提出件数は、2件で、その報告書が23ページから26ページのとおりとなっております。 農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第51号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第51号を説明いたしますので、議案書27ページをご覧ください。 報告第51号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。

	<p>通知内容については、28ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、4件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第52号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第52号を説明いたしますので、議案書29ページをご覧ください。</p> <p>報告第52号 農地改良等に係る届出について、農地改良等の取扱いに関する要綱第5-2-(2)の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、30ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。農地を農地として利用する行為の一環である農地改良等のうち、軽微な事案の場合は、工事着工前に必ず農業委員会に届出書を提出することにより、県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第53号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第53号を説明いたしますので、31ページをご覧ください。</p> <p>報告第53号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>事業計画書については、32ページをご覧ください。届出件数は、2件です。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>事務局説明 閉会</p>

令和2年第10回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和2年10月26日(月)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時10分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅吏	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	欠席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席	○	秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席	○		福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席			間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	欠席				齊藤 勇

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平
環境産業課産業係主事	今井 蘭

書記

農地係長 飯島 崇